

✚ 貨物概要

文書や画像等をスキャンした画像イメージを符号化し、電気信号として電話回線網等の通信回線を利用して送受信を行う装置。

本品は、シートフィードスキャナ（原稿をスキャナ部に自動的に送って読み取る機械）であり、フラットベッドスキャナ（※）を用いていない。

受信した電気信号をもとにして、送信された文書等の画像を自動で印刷し、出力する。送受信したデータは、一定の容量まで機器の記憶装置に保存されるため、過去に送受信したものを印刷することもできる。

※原稿を透明な原稿台の上に固定し、光を照射して走査するスキャナ。

✚ 分類

関税率表第 8443.31 号（統計番号 8443.31-010）の、印刷、複写又はファクシミリ送信のうち 2 以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）であって、ファクシミリ送信の機能を有するもの（フラットベッドスキャナを有しないものに限る）。

✚ 分類理由

本品は、ネットワークに接続することができ、印刷及びファクシミリ送信の 2 つの機能を有するものであるため、関税率表第 84.43 項及び関税率表解説第 84.43 項（Ⅱ）（D）の規定により、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）